

横浜市行政不服審査会答申  
(第8号)

平成29年4月19日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「固定資産（償却資産）税の賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

審査請求人は、平成 27 年 3 月、屋外給排水設備及び屋外ガス設備（以下「本件配管設備」という。）並びに玄関アプローチを新規に取得した。

このため、審査請求人は、平成 28 年 1 月 26 日、本件配管設備及び玄関アプローチについて、横浜市長（以下「処分庁」という。）に対して、償却資産の申告を行った。処分庁は、同年 4 月 1 日、当該申告に係る固定資産税（償却資産）の賦課決定処分を行ったが、同年同月 6 日、審査請求人から、玄関アプローチについて課税客体とならない部分（事業用ではない部分）についても申告した旨の申入れがあったため、処分庁は、課税対象について調査する必要があると判断し、同日、当該処分を取り消した。現地調査の結果、玄関アプローチについて、修正が必要であることが判明したため、処分庁は、審査請求人に対して、当該修正をした上、申告が必要な旨を伝えたところ、審査請求人は、同年 6 月 29 日、改めて償却資産の申告を行ったが、当該申告においては、本件配管設備の申告が欠落していた。

処分庁は、現地調査並びにその際提示を受けた本件配管設備の見積書及び図面を基に、本件配管設備が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 4 号の償却資産に該当すると判断した。

そこで、処分庁は、同年 9 月 6 日、上記修正後の玄関アプローチのほか、本件配管設備について、固定資産（償却資産）税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

同年 12 月 3 日、審査請求人は、本件配管設備は償却資産に該当しないなどと主張し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 本件配管設備は、屋内で居住するために水、ガスを供給する設備等であり、

家屋と構造上一体となっているもの、家屋の効用を高めるもの、容易に取り外せないものであり、家屋として課税すべき設備である。

- (2) 配管配線は、水、電気等を供給するだけであり、当該配管配線が接続している屋内の機器と一体としての効用を發揮しているものであるから、当該屋内の機器と設備一式として判断すべきである。

したがって、本件配管設備は、償却資産に当たらない。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 自治省税務局資産評価室長通知（「家屋の建築設備の評価上の取扱いについて」平成12年1月28日自治評第5号。以下「自治評第5号」という。）は「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」の判断基準を示しているところ、自治評第5号2(3)及び横浜市固定資産評価事務取扱要領（以下「要領」という。）7(1)イ(ウ)（同旨）は「屋外に設置された電気の配線及びガス・水道の配管並びに家屋から独立して設置された焼却炉等は家屋と構造上一体となっているものではないので含めないものであること」と、自治評第5号2(4)及び要領7(1)イ(エ)（同旨）は「給水設備の給水タンク、給湯式浴槽に給湯する給湯器、空調設備の室外機等屋外に設置されたものであっても、配管、配線等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を發揮しているものについては、当該一式の建築設備について判定するものとする」としている。
- (2) 本件配管設備は、屋外に設置されているものであるから、自治評第5号2(3)及び要領7(1)イ(ウ)の「屋外に設置された電気配線及びガス・水道配管」に該当し、家屋に含めて評価するものではない。
- (3) また、本件配管設備は、特定の屋外設備と屋内にある機器を一体とするために使用されるものではないから、自治評第5号2(4)及び要領7(1)イ(エ)（同旨）の「配管、配線等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を發揮しているもの」には該当せず、家屋に含めて評価するものではない。

したがって、本件配管設備は、家屋に含めて評価する建築設備ではなく、

償却資産として取り扱うべきである。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 本件配管設備は家屋に含めて評価されるべきものか

地方税法第341条第1号は、「土地、家屋及び償却資産」を固定資産と総称することとしているところ、本件配管設備が家屋に含めて評価される場合には、本件配管設備は、償却資産として評価されることはない。

この点、自治評第5号2及び要領7(1)イは、家屋の評価に当たり、家屋に含めて評価するものとする建築設備について、「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」、「家屋の効用を高めるもの」であることを要することとしており、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」の判断基準について、同様の5項目を定めている。

そこで、以下、本件配管設備が、上記5項目の判断基準に照らし、家屋に含めて評価すべきものであるか判断する。

まず、一つ目の判断基準として、「家屋の評価に含める建築設備は、当該家屋の特定の場所に固定されているものであること。すなわち、取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるものは含めない。」と定めている(以下「基準①」という。)。この点、屋外給排水設備のうち、少なくとも給水本管から各住戸までの間の給水配管設備及び各住戸から汚水配管までの間の汚水配管設備については、地中に埋設された上、家屋と接続しており、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるものではないから、「当該家屋の特定の場所に固定されているもの」に該当することとなる。

しかしながら、基準①は、家屋に含めて評価されるべき建築設備が満たすべき要件の一つであり、これに該当することのみをもって当該建築設備

を家屋に含めて評価すべきと解するのは相当でない。

次に、二つ目の判断基準として、「固定されていない配線等であっても、壁仕上げ、天井仕上げ、床仕上げ等の裏側に取り付けられているものは、構造上一体となっているものとして家屋に含める。」と定めている（以下「基準②」という。）。

しかしながら、基準②は、「固定されていない配線等」で「壁仕上げ、天井仕上げ、床仕上げ等の裏側に取り付けられているもの」に係る判断基準であるから、本件配管設備が家屋に含めて評価されるべきものかを判断する判断基準とはならない。

次に、三つ目の判断基準として、「屋外に設置された電気の配線及びガス・水道の配管並びに家屋から独立して設置された焼却炉等は家屋と構造上一体となっているものではないので含めない。」と定めている（以下「基準③」という。）。

基準③については、基準①に基づき家屋の評価に含めることとなる建築設備が、「屋外に設置された電気の配線及びガス・水道の配管」である場合には、家屋と構造上一体となっているものではないことを定めているものと解するのが相当である。

したがって、基準③に照らせば、本件配管設備は、屋外に設置されたガス・水道の配管であるから、家屋と構造上一体となっているものということとはできない。

審査請求人は、基準③について、「家屋から独立して設置された焼却炉等」と「それに接続した電気の配線及びガス・水道の配管」と解すべきであることを前提として、「焼却炉等に接続した電気の配線及びガス・水道の配管」については、屋内の機器と一体としての効用を発揮していないという点において、家屋に含めて評価されるべきものに該当しない結論となるだけであると主張するが、文理上、基準③をそのように解することはできない。

次に、四つ目の判断基準として、「給水設備の給水タンク、給湯式浴槽に給湯する給湯器、空調設備の室外機等屋外に設置されたものであっても、配管、配線等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備として判定する。」と定めている（以下「基準④」という。）。この点、基準④は、給水設備の

給水タンク、給湯式浴槽に給湯する給湯器、空調設備の室外機等屋外に設置されたものに係る判断基準であって、配管、配線等それ自体について家屋に含めて評価すべきかの判断基準ではないから、本件配管設備が家屋に含めて評価されるべきものかを判断する判断基準とはならない。

この点、審査請求人は、基準④について、配管配線は水、電気等の供給によって機能を発揮する設備と一体となっているから設備一式として判断すべきである、本件配管設備は基準④が定める一式の建築設備に該当する、一式の建築設備への該当性は屋内の機器と一体としての効用を發揮しているかで判断すべきであると主張する。要するに、配管、配線等により屋内の機器と一体としての効用を發揮している屋外に設置された建築設備に接続されている当該配管、配線等以外の配管配線等についても、水、ガス等の供給により屋内の機器と一体としての効用を發揮しているものであるから、一式の建築設備として家屋に含めて評価すべきとの主張と解されるが、文理上、基準④をそのように解することはできない。

最後に、五つ目の判断基準として、「電球、蛍光管のような消耗品に属するものは含めない。」と定めている（以下「基準⑤」という）。この点、基準⑤は、消耗品に係る判断基準であり、本件配管設備がこれらと同等の消耗品と解することはできないから、本件配管設備が家屋に含めて評価されるべきものかを判断する判断基準とはならない。

以上のとおりであるから、本件配管設備は、家屋に含めて評価されるべき建築設備に該当しない。

(2) 本件配管設備は償却資産として課税されるべきものか

地方税法第 341 条第 4 号は、償却資産について「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産…でその…減価償却費が…所得税法の規定による所得の計算上…必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの」と定める。

そこで、以下、本件配管設備が同号の規定に照らし、償却資産といえるか判断する。

ア 「事業の用に供することができる資産」への該当性

地方税法第 341 条第 4 号における「事業の用に供することができる」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用

に供し得ると認められる状態にあれば足り、現に事業の用に供しているか否かは問わないものと解するのが相当である。この点、本件配管設備は、償却資産申告書によれば、不動産賃貸を事業種目（自己所有）としており、また、処分庁が実施した現地調査において、審査請求人は、家庭用部分は除き申告した旨の説明をしていることが認められるから、「事業の用に供することができる資産」であるといえる。

イ 「その減価償却費が所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの」への該当性

「所得税法の規定による所得の計算上必要経費に算入されるもの」について、所得税法（昭和40年法律第33号）第37条第1項は「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第131条は「居住者の有する減価償却資産につきその償却費としてその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につきその者が採用している償却の方法に基づいて計算した金額とする」と定める（同令第6条は「建物及びその附属設備」等を減価償却資産として定めている。）。

また、「その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産」について、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第49条は「…所得税法の規定による所得の計算上、…所得税法施行令第138条若しくは第139条第1項の規定によってその取得価額（…所得税法施行令第126条第1項各号若しくは第2項の規定により計算した価額をいう。…）の全部又は一部が…必要な経費に算入される資産とする…」と定め、具体的には、使用可能期間が1年未満又は取得額が10万円未満であるもので一時に損金又は必要な経費に算入するもの及び取得価額が20万円未満のもので3年間で一括して損金又は必要経費に算入される資産とされている。

る（「固定資産税逐条解説」固定資産税務研究会）。

以上を踏まえ、本件配管設備についてみると、本件配管設備は、償却資産申告書によれば所得税法施行令第6条に掲げる減価償却資産であると認めるのが相当であるし、当該減価償却資産の取得価額は、825,000円（屋外給排水設備）及び423,500円（屋外ガス設備）であるから、取得価額が少額である資産ともいえない。

したがって、本件配管設備は、「その…減価償却費が…所得税法の規定による所得の計算上…必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの」といえる。

(3) 結語

以上によれば、本件配管設備は、償却資産に該当し、その他本件処分を違法不当たらしめる事情も認められないため、処分庁が行った本件処分は適法かつ妥当である。

(4) 付言

横浜市は、自治評第5号2及び要領7(1)イの判断基準をさらに具体化して示すものとして、要領7(3)において「家屋に含める建築設備と家屋から除外する建築設備との区分」の区分表を示している。同表は、「償却資産の範囲」の章において示されているので、家屋に含めず、家屋から除外することとなる建築設備については、償却資産に該当することとなり、具体的な建築設備も示されているものとなっている。

しかしながら、要領が定める内容については、いわゆる内規であることから、市民の立場に立てば、何が償却資産として課税される建築設備であるか、必ずしも正確に理解できる状況であるとは思えない。

処分庁においては、市民に対して、償却資産として課税される建築設備について、広報、相談等を通じて周知、説明等に取り組んでいることは、当審査会も認めるところであるが、一方で、当審査会としては、上記のとおり思料するところがあるので、処分庁においては、市民にとってわかりやすい広報、相談等に一層留意し、取り組まれることを望むものである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論



以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成28年12月16日	・ 弁明書の提出等依頼
平成29年 1 月13日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成29年 1 月16日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年 2 月10日	・ 反論書の受理
平成29年 2 月17日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年 3 月 9 日	・ 審理手続の終結
平成29年 3 月15日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年 3 月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年 4 月19日	・ 調査審議